

残業減・休日増の中小助成

厚労省、最大で4倍200万円

厚生労働省は2018年度から、残業時間の削減に加えて休日も増やした中小企業に対して最大で200万円を助成する方針だ。現行の仕組みに比べて助成金は最大で4倍になる。19年度から残業時間の上限規制を導入するのを見据え、中小企業が長時間労働を減らす取り組みを後押しする。

厚労省は長時間労働の是正などに取り組む企業を対象に、職場意識改善助成金を設けており、そのなかの「時間外労働上

限設定コース」を大幅に拡充する。現在は、企業が残業時間の上限を月45時間・年360時間以下に設定すると最大50万円を助成する。月80時間・年720

時間以下にした場合でも同50万円を助成する方向で、増額とあわせて支給の条件も緩和する。

加えて新たに週休2日制を導入すると助成金を上乗せする措置を設ける。1カ月当たりの休日

を4日増やすといずれも最大で100万円、3日増で75万円、2日増で50万円、1日増で25万円だ。

残業時間の抑制とあわせ、企業は最大で200万円の助成が受けられる。助成金の名称は「時間外労働等改善助成金」

（仮称）に変更する予定。助成金は労務管理するためのソフトウェアの購入費や生産性を高めるための設備・機器の導入費用などに充てられる。

日本の労働時間は原則、1日8時間・週40時間だ。企業の労使が法律に基づき「36（サブロク）

協定」を締結すると、月45時間・年360時間まで残業でき、現在は「特別条項付き36協定」を結ぶと事実上、青天井で従業員は残業できる。

政府は9月下旬にも召集する臨時国会に、残業時間の罰則付き上限規制や同一労働同一賃金制度

を盛り込んだ働き方改革の関連法案を提出する方針だ。年720時間以上限が設けられる。

実施されればおのずと残業は年720時間に制限される。しかし経営体力や労務管理の態勢が弱い中小企業からは残業短

縮などが早期に導入できるか、不安の声があがっている。政府は18年度に労務管理などの相談に応じる「働き方改革推進支

援センター」（仮称）を各都道府県に置く予定で、制度の周知と資金の両面で支援し、円滑な制度導入につなげる。

も労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で法案の要綱をまとめ、9月下旬にも召集される臨時国会に法案を提出する方針だ。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。

制度は原則2019年4月の施行だが、同一賃金制度は中小企業にのみ1年間の猶予期間を設ける予定。